

(第2回) 契約変更の内容

契 約 変 更 年 月 日	令和　6年　5月27日
契 約 業 者 名	戸田道路（株）
契 約 業 者 の 住 所	東京都中央区日本橋蛸殻町2－13－6
工 事 の 名 称	R5国道20号府中市若松町電線共同溝外その3工事
工 事 場 所	東京都府中市若松町1丁目地先外1箇所
工 事 種 別	アスファルト舗装工事
工 事 概 要 (変更した内容について 記述する)	本工事は、一般国道20号東京都府中市若松町地先及び一般国道20号相模原市緑区与瀬地先において電線共同溝工事を実施するものである。
工 期（自）	令和　5年10月　2日
工 期（至）	令和　6年　6月28日
変 更 前 の 契 約 金 額	249,689,000円（税込み）
変 更 金 額	＋ 4,620,000円（税込み）
変 更 後 の 契 約 金 額	254,309,000円（税込み）
変 更 理 由	1. 有線通信設備工(与瀬工区) 現地精査の結果、光ケーブルの移設工事が着手不可となったため、引込柱設置工及び装柱工、光ケーブル敷設工、配管・配線工、光ケーブル撤去工を減工する。 2. 仮設工(与瀬工区) 光ケーブルの移設工事減工に伴い、交通誘導員の人数を調整するために交通管理工を減工する。 3. 電線共同溝工(与瀬工区) 電線共同溝の整備にあたり、与瀬工区で未施工となっている特殊部1箇所の設置を本工事で行うことで、今後の電線共同溝の整備が円滑になるため、プレキャストボックス工(特殊部)を増工する。 4. 開削土工(若松工区) 現地精査の結果、掘削工を増工する。 5. 舗装工(若松工区) 現地精査の結果、仮復旧の箇所において、道路交通の安全確保の観点から早急な舗装修繕を行う必要性が生じたため、舗装打換え工を増工する。 6. 構造物撤去工(若松工区) 現地精査の結果、掘削工の増工に伴い、残土処理工を増工する。 7. 工期 上記変更により工期を延伸し、令和6年6月28日までとする。